

秋医国保発 第45号
平成31年 2月 6日

第一種組合員、第三種組合員の皆様

秋田県医師国民健康保険組合
理事長 大野 忠
(公印省略)

今後の保険料の見直しについて

日頃より当組合の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当組合の平成31年度及び32年度の保険料の見直しについては、すでに平成28年12月20日付でお知らせしたとおり、平成31年度には後期高齢者支援金分保険料及び介護分保険料の引き上げ、平成32年度には第一種組合員の所得割率の引き上げを実施することとしております。

このたび、医師国保問題検討委員会において当該保険料の具体的な引き上げ額等について改めて協議した結果、平成31年度から後期高齢者支援金分保険料については、現行4,200円から300円引き上げて月額4,500円に、介護分保険料については、現行4,600円から500円引き上げて月額5,100円とすること、平成32年度から第一種組合員の所得割率を3%まで引き上げることとの答申書が平成30年12月1日付で出されました。執行部としては、高齢者医療や介護の需要が高まっている中、後期高齢者支援金分保険料と介護分保険料の引き上げは避けられないこと、また第一種組合員の所得割率についても、今後の当組合の収支への影響を踏まえると、国庫補助金の削減による収入の減少や超高額レセプトの発生による緊急的な支出への備えが図られ、安定した組合運営につながるものと考え、予定どおりその実施に向けた手続きに着手することにいたしました。

この後の手続きが順調に進みますと、平成28年12月20日付でお知らせした一連の保険料の見直しについては、今回の実施内容をもってひとまず終了することとなりますが、後期高齢者支援金分保険料及び介護分保険料の引き上げにつきましては、従業員並びに世帯員の皆様方にもお知らせ下さいますようお願い申し上げます。

これまでの第一種組合員、第三種組合員の皆様のご協力に感謝申し上げますと共に、今後とも当組合の運営に格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。